

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 恒心会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町 27 番 22 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 元年 1 2 月 5 日

- (4) 設立登記年月日 平成 元年 1 2 月 1 2 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	小 倉 雅	老人保健施設ヴィラかのや管理者
理 事	小 倉 修	恒心会おぐら病院管理者
同	坂元 潤也	さかもと歯科クリニック管理者
同	前田 宏	
同	高尾 一行	
同	重信 恵三	
同	東郷 泰久	
同	東本 昌之	
同	新川 義容	
監 事	島元 安二郎	顧問税理士
同	駒走 雅俊	
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記

載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	恒心会おぐら病院	鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号	一般病床 116床 療養病床 100床 [医療保険 216床]
診療所	さかもと歯科クリニック	鹿児島県鹿屋市寿8丁目21-2	
介護老人保健施設	老人保健施設ヴィラかのや	鹿児島県鹿屋市寿8丁目21-2	入所定員 80名 通所定員 50名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションことぶき	鹿児島県鹿屋市寿8丁目21-2	
ヘルパーステーションヴィラかのや	鹿児島県鹿屋市寿8丁目21-2	
居宅介護支援事業所ヴィラかのや	鹿児島県鹿屋市寿8丁目21-2	
おぐら居宅介護支援事業所	鹿児島県鹿屋市笠之原町27-22	
鹿屋市東部地区地域包括支援センター	鹿児島県鹿屋市笠之原町1910-2	
小規模多機能ホーム サポートセンターおぐら24	鹿児島県鹿屋市笠之原町7329-5	
グループホーム イーストサイドおぐら（壱番館、弐番館）	鹿児島県鹿屋市笠之原町7329-5	入所定員 18名
事業所内保育施設ミルキーランド	鹿児島県鹿屋市寿8丁目21-2	定員 50名

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 6月13日	令和3年度決算の決定 役員改選についての決定 理事長選任についての決定
”	令和4年度の借入金額の最高限度額の決定
”	令和4年度の役員報酬限度額の承認
令和5年 3月28日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 社会医療法人 恒心会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

財 産 目 録
(令和5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	6,973,049 千円
2. 負 債 額	3,849,697 千円
3. 純 資 産 額	3,123,351 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,354,047
B 固 定 資 産	3,619,001
C 資 産 合 計 (A+B)	6,973,049
D 負 債 合 計	3,849,697
E 純 資 産 (C-D)	3,123,351

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 恒心会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

貸借対照表
(令和5年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	3,354,047	I 流動負債	1,641,798
現金及び預金	2,173,307	買掛金	118,851
事業未収金	995,791	短期借入金	540,384
有価証券	100,000	前受収益	416
たな卸資産	37,698	未払金	348,697
前払費用	1,618	未払費用	381,963
役員従業員短期貸付金	10,526	未払法人税等	71
その他の流動資産	35,105	未払消費税等	154
II 固定資産	3,619,001	仮受金	449
1 有形固定資産	3,299,905	従業員預り金	90,614
建物	1,696,544	賞与引当金	160,196
構築物	45,733		
医療用器械備品	111,273	II 固定負債	2,207,899
その他の器械備品	237,432	長期借入金	1,590,552
車両及び船舶	10,012	退職給付引当金	607,281
土地	1,198,908	その他の固定負債	10,065
2 無形固定資産	90,396	負債合計	3,849,697
ソフトウェア	87,588	純資産の部	
電話加入権	2,808	科 目	金 額
3 その他の資産	228,700	I 積立金	3,123,351
役職員等長期貸付金	61,190	設立等積立金	2,117,964
長期前払費用	15,468	繰越利益積立金	1,005,386
保険積立金	149,434		
その他の固定資産	2,606	純資産合計	3,123,351
資産合計	6,973,049	負債・純資産合計	6,973,049

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

法人名 社会医療法人 恒心会
 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,826,549
2 事業費用		5,768,216
本来業務事業利益		58,333
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		402,721
2 事業費用		364,700
附帯業務事業利益		38,021
事業利益		96,354
II 事業外収益		
受取利息	134	134
III 事業外費用		
支払利息	15,273	15,273
経常利益		81,215
IV 特別利益		
V 特別損失		
固定資産除却損	14	
その他の特別損失	74,452	74,467
税引前当期純利益		6,748
法人税・住民税及び事業税	71	71
当期純利益		6,677

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人恒心会
理事長 小倉 雅 殿

私（注1）は、社会医療法人会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月12日
社会医療法人恒心会

監事 島元 安二郎

監事 駒走 雅俊

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。